

沿岸広域振興局長告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年11月28日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 桜峠平田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第5地割13番12地先から16番4地先まで	新	A 8.3~5.4 m	m 95.0
		B 21.6~6.9	111.2
	旧	A 8.3~5.4	95.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成26年11月28日から平成27年1月5日まで